

講演	No 質問内容	回答
化 管 法 （ P R T R 法 ） 施 行 令 及 び 規 則 の 改 正 に つ い て （ 環 境 省 ）	1 当事業所は下水処理場であり特別要件施設に該当すると思われるが、処理工程で対象となる化学物質があった場合は対象化学物質の排出量・移動量の届出が必要か？	「特別要件施設である」と「下水道である」とは、分けて考えてください。 下水道を含む中で化管法の対象化学物質の排出・移動があればその量を届出いただき、更に大気汚染防止法上の水銀排出施設を持つなど特別要件施設に該当するのであれば、下水道での対象化学物質の排出量・移動量に水銀等の特別要件施設として届出すべき化学物質の排出量・移動量を加えて届出いただくこととなります。 ※補足説明 【下水道業者の方がPRTR対象事業所であるかどうか、該当する場合には何を届けるのかについて】 1. 「第一種指定化学物質等取扱事業者」となる要件は、業種、従業員数、対象物質の年間取引量または特別要件施設を設置していることです(説明資料8ページ)。 ・この三点が揃っている場合、第一種指定化学物質の排出量・移動量の把握と届出が必要です。 ・下水道業者の場合、下水道終末処理施設を設置している場合、対象物質の年間取引量に関係なく、従業員数21人以上は該当となります。 2. この要件に合致し、第一種指定化学物質等取扱事業者となる場合、次の①～④が把握すべき排出量・移動量です。 ・下水道終末処理施設(下水道終末処理場に設置される汚水処理施設、汚泥処理施設など)について ①下水道法の水質検査の対象となる第一種指定化学物質の当該施設からの排出量(30項目) ②大気汚染防止法の水銀排出施設の測定対象となる第一種指定化学物質の排出量(令和4年度から把握、1項目) ・ダイオキシン類特別措置法の特定施設について ③ダイオキシン類の当該施設からの排出量・移動量(1項目) ・その他、全般について 例えば、水処理剤、汚泥焼却に用いている燃料など、第一種指定化学物質を含む製品で、含有している第一種指定化学物質の量が、含有率1%以上のもので1トン以上(特定第一種指定化学物質では含有率0.1%以上のもので0.5トン以上)の取扱いがある場合 ④当該第一種指定化学物質の排出量・移動量 3. 届出様式第1の別紙を物質別に用直し、①～④を、排出・移動先別に合計して届出書を作成します。
2	(講演資料P15について) 届出対象外の「低含有率物質」は具体的に何%以下を指すのですか？	製品中の第一種指定化学物質の含有率が1%未満(特定第一種指定化学物質の場合は0.1%未満)の場合は届出の対象とはなりません。これらの物質については届出外として排出量が推計されることとなります。現状の届出外推計では、排出量寄与の大きい石炭火力発電所からの低含有率物質の排出量を推計しています。
3	届出を提出する場合は、従業員数21人以上で該当する排出量をこえている場合ですか？	人数については従業員数が21人以上となります。その他、対象業種に該当し、かつ年間取引量が第一種指定化学物質であれば1トン以上、特定第一種指定化学物質であれば0.5トン以上、または特別要件施設を設置していれば届出が必要となります。
4	第一種指定化学物質の番号258ヘキサメチレンテトラミン、及び349フェノール、31アンチモンについて、取引量年間1000kg以下は届出不要。排出量・移動量については何kg以上が提出対象になるのか確認させて下さい。もし、ご提示された重量以下の場合も提出はしなくても宜しいのでしょうか？また、対象重量以下でも届出した方が宜しいでしょうか？	第一種指定化学物質については、取引量が年間1トン未満(特定第一種指定化学物質は0.5トン未満)であれば届出の必要はありません。届出の要否については、業種、従業員数、取引量または特別要件施設を設置していることにより判断されます(資料の8頁目)。 当該物質の取引量が年間1トン以上(特定第一種指定化学物質では0.5トン以上)の場合は、把握された排出量・移動量の多寡にかかわらず、届出が必要です。
5	一つひとつの含有率が1%未満だが、合算すると年間取引量1t以上になる成分の場合はどうなりますか？	製品中の第一種指定化学物質の含有率が1%未満の場合は届出の対象とはなりません。このため、合算して年間取引量が1t以上となる場合でも届出の必要はありません。
6	化学物質規制追加で対象物質が増えましたが、化学物質の使用者側の対応として、SDSの取り直しが必要かと思えます。SDSの取り直しについて、製造側のSDSの見直しが必要かと思いますが、どのタイミングで取り直した方が見直しされたSDSを入手できそうですか？	政令改正後の指定化学物質のSDSの提供は令和5年4月1日からとなりますが、製品(混合物等)を取り扱う事業者は、当該製品自体のSDSを作成する際、製品に含有されるすべての新規指定化学物質のSDSを入手しなければなりません。令和5年4月1日にサプライチェーン全体でSDS制度の施行に対応するためには、サプライチェーンの各段階の事業者は取り扱う化学物質の情報を前もって把握する必要があります。また、SDSに記載されている成分情報等は、PRTR制度の対象である第一種指定化学物質の排出・移動量の把握に必要です。新規第一種指定化学物質による排出・移動量を把握するためには、すべての事業者は新規第一種指定化学物質の取扱い状況を前もって把握する必要があります。このため、改正政令の公布日(令和3年10月20日)以降、サプライチェーンの上流の事業者は、施行日より早い段階から新規対象化学物質に対応したSDSを作成し、混合物等を取り扱うサプライチェーンの下流の事業者に可能な限り早期にSDSを提供していただくようお願いしております。なお、早期に提供いただく場合の記載については、以下のURLを参考にしてください。 https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/qa/3.html#q107
7	今回の講義の化学物質の中に自動車冷却、134a及び1234yfは含まれますか？	現在134a(1,1,1,2-テトラフルオロエタン)及び1234yf(2,3,3,3-テトラフルオロプロペン)は第一種指定化学物質に含まれておりません。化管法でのフロン類は、現時点ではオゾン層破壊物質を対象としており、質問いただいたフロン類は化管法では対象となっておりますが、HFC-134aは温暖化係数が高く、モントリオール議定書のキガリ改定で規制対象となっているので、使用量削減に取り組む必要があります。
8	講演1の所で、化学物質管理指針の改定案について話があったが、「『イ災害による被害の防止に係る平時からの取組』指定化学物質等取扱事業者は、災害発生時における指定化学物質等の選えいを未然に防止するため具体的な方策を検討し、平時から必要な措置を講ずること」とあります。実際にはEHSマネジメントシステムによって運用している所ですが、こういった対策を講じるにはお金がかかります。流出防止壁を設けるなどの河川への流出に備え、何か補助金など申請できる制度なども是非検討いただけないかと思えます。	御意見として承りました。
9	水銀の排出量把握について 一般廃棄物処理施設の水銀排出量の把握方法を確認させてください。当センターでは排ガスおよび活性炭で吸着した後の灰固化物の水銀を測定しております。測定した水銀の年間平均濃度に排ガス量や排出量かけた量を報告することでよろしいでしょうか。	令和5年度より届出が必要となる特別要件施設における水銀及びその化合物の大気への排出量の算出方法等については、通って今年中に地方公共団体等自治体を通じて公表させていただきます。ご連絡が遅くなり申し訳ございませんが、後日、公表された資料をご確認ください。

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;"> 化 管 法 P R T R 届 出 の 電 子 届 出 推 進 に つ い て （ 経 済 産 業 省 ・ N I T E ） </p>	1	質問ではなく要望です。間違い警告の一種として、昨年報告があった物質が報告されなかった場合、記入漏れなのか、本当に報告が無いのか、確認してくれる機能があると便利です。	電子で届出をしたことがある場合、排出量の記入欄は空欄ですが前回届出した物質の記録（別紙）は残っております。排出量等が0kgの場合でも入力しない届出することができない（警告が表示される）機能は実装されております。
	2	当組合では、令和4年度より可燃ごみ処理を民間委託しており、焼却施設を休止しています。来年度、令和4年度分のPRTRの届出については「お知らせ登録」機能でその旨を連絡する理解が良いでしょうか？	届出不妥の場合、その理由についてお知らせ登録をいただけたらと助かります。お知らせ登録をしておくことで行政側から届出督促などがなくなりますし、また記録も残るため自社の引継の観点からも有効です。是非ご活用下さい。
	3	原料の製品名（販売名など）から含有される特定化学物質名を検索するサイトや方法はありますか。	化学法では指定化学物質を規定含有率以上含む製品を事業者間で譲渡、提供する場合、SDS（安全データシート）に製品名や指定化学物質の名称・含有割合などを記載して情報提供を行う義務がありますので提供を受けたSDSをご確認ください。 NITE-CHRIP（以下のURL）では一部農業につきましては、検索するとヒットすることもありますのでご活用いただけると幸いです。 https://www.nite.go.jp/chem/chrip/chrip_search/systemTop
	4	ID、パスワードの再発行に経営者の印が必要ですか？	<埼玉県が回答>ID及びパスワードの再発行を申し出る際に当県に提出いただく再発行額は、押印不要です。
	5	PRTR法は電子申請が可能ですですが、埼玉県への届出はWordを使用した届出となっており、提出先も埼玉県となっているので、電子申請が出来ないと思います。埼玉県への届出は電子申請になる予定はありますか？	<埼玉県が回答>埼玉県においても、条例に基づく取扱い報告書は埼玉県電子申請システムで報告することが可能となっています。ただし、物質名や取扱量を記載した部分（別紙部分）は、電子申請システムに所定のExcelファイルを添付して報告いただく形となっています。なお、現時点では、別紙の項目を埼玉県電子申請システムに直接入力を可能とする予定はありません。
	6	PRTR電子化を進めるのは理解できますが、自治体へ「電子情報処理組織使用届出書」を紙で提出するのはナンセンスです。電子化を推進するのであれば「電子情報処理組織使用届出書」も電子化してください。	初めてPRTR届出システムを使用しようとする際には、まずは都道府県知事あてに電子情報処理組織使用届出書を提出することが化学法施行規則上で規定されております。提出先の自治体によっては、書面での提出のみであったり、書面に加えて自治体の電子申請システムを介した提出も認めている場合があるなど、提出方法については各自治体に任せているのが実態です。 使用届出書を提出した後は、各種変更等の手続き等は電子上で行うことが可能になりますので、お手数ですが、最初の使用届出書を提出いただくようお願いいたします。
	7	化学法に基づく届出（PRTR）と各都道府県条例に基づく届出の届け出先を一本化できないものでしょうか。繰り返し入力の手間やエラーチェック等ご説明いただけていますが、Niteさんの届出だけ改善されても、別途各都道府県のシステムでも条例に基づく届出をしなければいけない以上、繰り返し入力の手間は残りますし、またそれぞれの入力方法も全然違います。入力の負担の大部分は個々のシステムの問題よりも、国と都道府県それぞれへの届け出で違うシステムを使用しなければならぬところによる部分が大変だと感じています。	PRTR届出システムは化学法で定められた全ての行政機関である地方自治体、国をつなぐシステムです。様々な自治体に事業所を保有する事業者様が個々の自治体のシステムに接続することなくご利用いただけるものです。化学法に基づくシステムのため、個々の自治体で実施する条例への対応は行っておりませんが、頂いたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。

<p>埼玉県生活環境保全条例及び規則の改正について（県大気環境課・さいたま市環境対策課）</p>	<p>1 県の規則で定める物質のうち、メタノールは何故指定されているのか。また、何故、今回削除されなかったのか。</p> <p>2 倉庫業について、取り扱いがドラム缶や一斗缶の場合は対象外となりますか？</p> <p>3 今回の化管法/PTRR物質の見直しに伴い、県条例の有害大気汚染物質(※)の見直しがありますか。※測定対象がPTRR物質となるため。</p> <p>4 条例の特定化学物質が変更されるにあたって、使用している化学物質が該当した各事業所は適正管理手帳を更新して提出する必要がある事になりますが、それに係る締め切りなどのスケジュール等が現状でお決まりでしたらご教示下さい。</p> <p>5 報告書を提出しなかった場合は罰則があるのでしょうか。あれば罰則の内容も教えてください。</p> <p>6 講演：埼玉県生活環境保全条例、資料P11にて他の事業者への情報提供（SDS）について紹介されていた。廃棄物処理業者へ廃棄の委託処理をお願いしているが、この場合でもSDSの提供は必要なのか？（廃棄物データシート（WDS）では駄目なのか？） また、様々な薬品を投入したドラム管を処理業者に渡しているため、SDSの項目の記入も難しいと考える。</p> <p>7 労働安全衛生法では、R5とR6に化学物質管理者・保護具着用責任者の選任義務化などが完全施行されますが、化学物質排出把握管理促進法においても環境負荷低減主任者以外に新たな選任者などが設けられるような動きはありますか。</p> <p>8 現在、さいたま市PTRR電子システムで申請しておりますが、今回の改正の兼ね合い、法と条例の対象物の違いが生じています。現行のシステムでの申請では条例の対象物を優先に考えていけば不足はないのでしょうか？ご教示頂けますと幸いです。</p>	<p>メタノールは、条例制定時、日本の公害関係の法令で有害物質として排出基準が設定されておらず、米国環境保護庁（以下、EPA）及び米国産業衛生専門家会議（以下、ACGIH）において発ガン評価が行われていない物質でしたが、EPAの有害大気汚染物質に該当する物質であり、事業者において適正管理、排出抑制等の対策を総合的に実施することが望ましいと考えられたため、条例の報告対象物質として指定しました。</p> <p>今回の改正では対象物質の選定方針において、県民の健康及び安全かつ快適な生活を損なうおそれがある物質として、「過去に事故の原因となった物質及びその関連物質」と「県条例で公害等に関する規制の対象となっている物質」を報告対象物質とすることにしました。</p> <p>メタノールは、県条例で定める公害等に関する規制のうち、「事故時の措置に係る物質(条例第109条第1項)」に該当するため、条例の報告対象物質に指定しました。</p> <p>県の化学物質対策の目的は、化学物質が生活環境へ与える影響及びリスクを把握し、環境汚染を未然に防ぎ、生活環境を保全することです。</p> <p>このリスクを把握するため、事故時の措置において報告するよう規定がある化学物質（潜在的な環境負荷を持つ化学物質）についても、取扱量を報告していただくことが必要であると判断し、今回の改正では削除しませんでした。</p> <p>届出対象業種としての倉庫業は、「農作物を保管するもの又は貯蔵タンクにより気体若しくは液体を貯蔵するものに限る」とされ、ドラム缶や一斗缶で保管する場合はこの要件に該当しないと考えられますので届出の対象外です。</p> <p>注）貯蔵タンクとドラム缶の双方で対象物質を取り扱っている場合は、貯蔵タンクの分のみ届出の対象となります。</p> <p>今回の化管法・県条例の見直しに伴う、県条例における有害大気汚染物質の変更はありません。</p> <p>特定化学物質取扱量の適正管理手帳（以下、手帳）は、取扱量報告事業者が提出する書類です。手帳の報告期限は取扱量報告事業者が該当することになった年度の9月30日まで（手帳書を既に提出しており、手帳書の内容について変更が生じた場合は変更後、速やかに提出）となっております。</p> <p>今回の条例・規則改正においては、附則に経過措置を定め、改正後の対象物質については令和6年度から報告することとしております。令和6年4月以降に提出された特定化学物質取扱量報告書を以て、改正後対象物質の取扱報告事業者であると判断するため、今回の法及び条例・規則の改正により、対象物質が変更になったことで、手帳書を更新することが必要になった事業者様におかれましては、当該手帳書の提出は令和6年4月以降に提出を行ってください。</p> <p>報告書を提出しなかった場合については罰則が規定されています。</p> <p>埼玉県生活環境保全条例第135条により、条例第74条第2項に基づく報告をせず若しくは虚偽の報告をした者は、5万円以下の過料に処する旨が規定されています。</p> <p>県条例において、SDSの提供を求めているものは「特定化学物質等」となります。「特定化学物質等」とは特定化学物質及び特定化学物質を含有する製品のことを指します。廃棄物処理業者へ処理を委託する「廃棄物」は製品にはあらず、SDSの提供は不要です。</p> <p>なお、廃棄物の排出事業者は、委託契約書において産業廃棄物の情報（廃棄物の性状、取扱う際の注意事項など）を記載することを義務付けられており、廃棄物データシート（WDS）が用いられます。適切な管理や適切な処理を行うためにWDSにSDSの情報を利用することが望ましいです。</p> <p>化管法については、ご質問のような動きは見られません。</p> <p>PTRR制度（法）と化学物質取扱量等報告制度（条例）の相違点について回答します。</p> <p>法と条例では、報告要件が異なります。法では、年間取扱量が1トン以上※の第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出が義務付けられています。条例では、年間取扱量0.5トン以上の第一種指定化学物質、第二種指定化学物質及び条例施行規則で定める物質の取扱量の報告が義務付けられています。</p> <p>例えば、第一種指定化学物質である「トルエン」を年間100トン取り扱っている場合、法に基づく届出と条例に基づく報告が必要となります。条例に基づく報告のみを行った場合、法に基づく届出が未届けとなりますので、ご注意ください。</p> <p>電子による届出又は報告は、PTRR制度（法）では「PTRR届出システム」、化学物質取扱量等報告制度（条例）では「さいたま市電子申請・届出サービス」という、異なるシステムを使用します。</p> <p>※特定第一種指定化学物質は年間取扱量が0.5トン以上、特別条件施設は他法で測定義務が課されている第一種指定化学物質について、その取扱量に関係なく、排出量及び移動量の届出が必要となります。</p>
<p>揮発性有機化合物（VOC）削減目標の排出抑制対策</p>	<p>1 夏の南風で埼玉県南部は干葉や東京からもVOCが流れてくると思います。県ごとの取り組みだけでなく関連する地域全体での取り組みが必要と思いますが、県をまたいだ活動などはどうなっていますか。</p>	<p>九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉県、さいたま市、相模原市）で連携して、VOC対策など大気環境の改善に取り組んでいます。</p> <p>具体的には、光化学スモッグの発生抑制を目的に、VOCを排出する事業者や関連団体に対してVOC削減の協力を呼び掛けています。</p> <p>また、国に対して、VOCの削減目標の策定や、VOC対策の自主的取組が推進されるような措置を講じることなど、大気環境の更なる改善について、連名で要望を行っております。</p> <p>九都県市の詳しい取り組みについては、以下のURLを参照ください。 http://www.9taiki.jp/index.html</p>
<p>埼玉県環境小S政企DG課 2協議会 4回1企業目度について</p>	<p>1 今回紹介いただいた「環境SDGs取組宣言」と「埼玉県SDGsパートナー」の違いを教えてください。</p> <p>2 SDGsの取り組みについて、製造業への県からのサービスはありますか？</p> <p>3 宣言された会社が掲載されているページのアクセス数は把握されていますか？年一の報告の負担とメリット。費用対効果の指標にしたいです。</p>	<p>「埼玉県SDGsパートナー登録制度」は県企画財政部が行っている事業で、「環境」だけでなく「経済」「社会」の3側面について企業の取組を促進するというものです。</p> <p>一方、「環境SDGs取組宣言企業制度」は、「環境分野のSDGsの取組を始める企業」を対象としており、講演中のウェディングケーキモデルに示すように、視座となる環境分野のSDGsに取組む企業を支援する制度です。「埼玉県SDGsパートナー登録制度」は、企業自ら「環境」「経済」「社会」の3つの分野において、具体的な数値指標を設定するなど取組の初期段階はハードルが高い面があります。一方、「環境SDGs取組宣言企業制度」は、3Rの推進や省エネなどあらかじめ宣言書様式に記載されている項目を選択し提出していただくもので、これからSDGsに取り組むという企業にはハードルの低いものとなっています。なお、「環境SDGs取組宣言企業制度」と「埼玉県SDGsパートナー登録制度」は、令和5・6年度の建設工事に係る入札参加資格の格付けの加点項目として新たに追加されておりますので、この機会に是非、御登録いただければと思います。</p> <p>製造業に特化したサービスではありませんが、説明の中で申し上げましたネットワークづくりやイメージ向上といった「メリット」につきましては製造業に限った話ではなく全体の業種に適用されるものです。また、宣言企業には、有益な情報（補助金制度等）の提供もさせていただきますので、是非取り組んでいただければと思います。</p> <p>「埼玉県環境SDGs取組宣言企業一覧」のページの直近1か月（8/11～9/10）のアクセス数は、約1350件でございます。</p> <p>ホームページでのPRだけでなく、宣言企業には、有益な情報（補助金制度等）の提供もさせていただきますので、是非取り組んでいただければと思います。</p>